

ソフトウェア「SS Motion Control」（以下「本ソフトウェア」といいます）をご利用される方は、本ソフトウェアをインストールした時点で、以下に定める利用許諾書（以下「本許諾書」といいます）の各条項に同意したものとみなされます。本許諾書にご同意いただけない場合は、本ソフトウェアをご利用できません。本ソフトウェアをご利用される前に、必ず本許諾書をお読みいただき、十分ご理解いただいた上で、ご利用下さいますようお願いいたします。

「SS Motion Control」利用許諾書

第1条（目的）

本許諾書は、駿河精機株式会社（以下「弊社」といいます）と本ソフトウェアを利用される法人または個人（以下総称して「お客様」といいます）との間の本ソフトウェアの利用許諾等についての必要事項を定めることを目的とします。

第2条（利用方法）

1. 本ソフトウェアは、お客様自身が弊社商品の動作を設定・操作することを目的（以下「本目的」といいます）に、お客様に提供されるものです。お客様は、本目的の範囲内においてのみ、本ソフトウェアを利用することができます。
2. お客様は、お客様が居住する地域において適用されるあらゆる法律に従って、本ソフトウェアを利用するものとします。

第3条（本ソフトウェアに関する権利）

1. 本ソフトウェアに関する権利（特許権、著作権、商標権、およびその他の知的財産権を含みます）は、弊社または弊社に当該権利を許諾した第三者に帰属するものとします。
2. 弊社は、お客様に対し、本許諾書により、本目的の範囲内での本ソフトウェアの非独占的かつ無償での利用を許諾します。当該利用許諾は、これによりお客様に生じる利用権を除き、本ソフトウェアに関する一切の権利をお客様に譲渡するものではなく、また、お客様に帰属するものではありません。
3. 弊社は、本ソフトウェアが他の第三者の権利を侵害する場合であっても、何ら責任を負いません。

第4条（禁止事項）

お客様は、本ソフトウェアについて、次の各号に掲げる行為をすることはできません。

- (1) 本ソフトウェアの全部または一部を本目的のために必要な範囲を超えて複製すること
- (2) 本ソフトウェアの全部または一部を修正、改変、改ざん、翻訳または翻案すること
- (3) 本ソフトウェアの全部または一部を販売、譲渡、貸与、再利用許諾、または公衆送信そ

の他の方法で、第三者に提供することおよび利用させること

(4) 本ソフトウェアの内容を改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アッセンブル、その他解析すること

(5) 本ソフトウェアを一般に公開または展示すること

第5条（保証の拒絶および免責）

1. 本ソフトウェアは、現状有姿でお客様に対し提供されるものであり、弊社は、本ソフトウェアに設計上の誤りその他の瑕疵がないこと、本ソフトウェアの利用がお客様またはお客様以外の第三者の権利を侵害しないこと、およびその他のいかなる内容についての保証を行うものではありません。

2. 弊社は、本ソフトウェアについて、完全性、正確性、確実性、有用性について、いかなる保証も行いません。本ソフトウェアの利用において、情報漏洩等の発生危険性があることをご認識いただき、必ずしも安全でないことをご了承頂きます。また、本ソフトウェアによってお客様に提供する情報等データの第三者による改ざん、本ソフトウェアにおけるデータダウンロード等によって生じた障害等についても、弊社は一切の責任を負いません。

3. 弊社は、本ソフトウェアの利用に起因して、コンピュータ等利用機器の障害および故障、営業の中断、営業情報の損失等お客様に生じた損害、または第三者からの請求に基づくお客様の損害について、原因の如何を問わず、一切の責任を負いません。また通信回線障害、天災、事故等による作業延滞およびデータ喪失等に起因する損害についても、弊社は一切の責任を負いません。

第6条（本ソフトウェア等の変更および改訂版の提供）

1. 弊社は、予告なく本ソフトウェアを変更または修正する場合があります。

2. 弊社は、任意で本ソフトウェアの改訂版をお客様に提供することができます。

3. お客様は、弊社より本ソフトウェアの改訂版が提供された場合は、速やかに現行の本ソフトウェアの利用を停止し、以後改訂版の本ソフトウェアを利用するものとします。

4. 本許諾書に定める条項は、改訂版のご利用にあたっては、これを適用します。

第7条（利用の中止・返還等）

1. お客様が本許諾書の条項に違反したとき、本ソフトウェアの維持、補修の必要があるとき、事故の発生その他の事由が発生したとき、その他お客様において本ソフトウェアの利用を継続することが不相当と弊社が判断したとき、弊社は、理由の如何を問わず、自己の裁量により、お客様に対し、予告なく本ソフトウェアの利用の中止を通知すると共に、本ソフトウェアの返還または廃棄および本ソフトウェアを記録した全ての電磁的・光学的記録媒体からの本ソフトウェア（本ソフトウェアに含まれる全てのデータおよびその複

製・翻案したものを含まず)の消去(以下総称して「返還等」といいます)を要請することができます。

2. 前項の定めにより、弊社が本ソフトウェアの利用の中止を通知した場合は、お客様は、直ちに、本ソフトウェアの利用を中止するものとします。

3. 第1項の定めにより、弊社が、本ソフトウェアの返還等を要請した場合、お客様は、自らの費用負担において、直ちに本ソフトウェアの返還等を行うものとします。また、当該返還等により、お客様および第三者に生じた損害について、弊社は一切の責任を負いません。

第8条(有効期間)

本許諾書の有効期間は、お客様が本ソフトウェアをインストールしたときより開始し、次に定める事由が生じた場合に終了します。

- (1) お客様が任意に本ソフトウェアの利用を終了したとき
- (2) 弊社が、第7条第1項に定めにより、お客様に対し本ソフトウェアの利用中止の通知をしたとき
- (3) お客様が任意に本ソフトウェアの返還等を行ったとき
- (4) お客様が本許諾書の内容に違反したとき

第9条(準拠法および管轄)

1. 本許諾書は、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本ソフトウェアの利用ならびに本許諾書に関する紛争が生じた場合、日本商事仲裁協会において、同協会の商事仲裁規則に従い東京での仲裁により、解決します。仲裁裁決は終局的なものであり、弊社とお客様双方に対し拘束力を有するものとします。
3. 本許諾書のいずれかの規定が無効または違法と解された場合といえども、本許諾書の他の規定はそれになんら影響を受けることなく有効とします。

第10条(残存条項)

本許諾書の有効期間終了後であっても、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条および本条は、なお有効とします。

第11条(協議)

本許諾書に定めのない事項その他本許諾書の条項に関し疑義を生じたときは、弊社とお客様が協議の上、円満に解決を図るものとします。

第12条(本許諾書の改定)

1. 弊社は、自己の裁量で、本許諾書を改定、変更及び修正(以下「改定等」といいます)

を行うことができるものとします。

2. 弊社は、本許諾書の改定等にあたり、改定等の効力発生日の前までに、改定等の内容および効力発生日その他必要な事項を「お知らせ」(<https://jpn.surugaseiki.com/>) に掲示する方法その他相当な方法で周知します。

3. 本許諾書の改定等は、周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上

制定日：2019年6月30日

改定日：2021年2月8日